

8 東彼杵町規則第 10 号

東彼杵町農村環境改善センター設置・管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町農村環境改善センター設置・管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東彼杵町農村環境改善センター設置・管理等に関する条例施行規則（昭和56年規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(運営協議会)</p> <p>第4条 改善センターの円滑な運営を図るため、東彼杵町農村環境改善センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く<u>ことができる。</u></p> <p>2 運営協議会は、次の各号に掲げる者で構成する。</p> <p>(1) 町議会の代表_____</p> <p>(2) 農業関係者の代表_____</p> <p>(3) 地区の代表_____</p> <p>(4) <u>その他町長が必要と認める者</u></p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>3 <u>委員の定数は6名以内とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 改善センターを使用しようとする者は、<u>使用する日の7日前までに、</u>下記事項を付して使用許可申請書を町長に提出して許可を受けなければならない。許可にかかわる事項を変更しようとするときも又、同様とする。ただし、<u>町長が、管理上支障がないと認めるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(運営協議会)</p> <p>第4条 改善センターの円滑な運営を図るため、東彼杵町農村環境改善センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く_____。</p> <p>2 運営協議会は、次の各号に掲げる者で構成する。</p> <p>(1) 町議会の代表<u>1名</u></p> <p>(2) 農業団体の代表<u>2名</u></p> <p>(3) 集落の代表<u>2名</u></p> <p>(4) 社会教育団体の代表<u>2名</u></p> <p>(5) <u>社会福祉団体の代表 1名</u></p> <p>(6) <u>学識経験者 1名</u></p> <p>[新設]</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 改善センターを使用しようとする者は、<u>使用前日まで</u>_____下記事項を付して使用許可申請書を町長に提出して許可を受けなければならない。許可にかかわる事項を変更しようとするときも又、同様とする。ただし、<u>町長は使用の許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。</u></p>

(1) ~ (6) (略)

2 町長は使用の許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

3 町長は、公用若しくは公共用又は管理上の都合により、特に必要があると認めるときは、既に行った許可を変更し、若しくは取り消し、又は使用の停止をすることができる。

(利用時間、閉館日等)

第7条 改善センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に認める場合は、これを変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日 午前9時から午後9時まで。

(2) 土曜日及び閉館日を除く祝祭日 午後5時30分から午後9時まで。

2 (略)

[削除]

(管理上の細則)

第8条 改善センターの管理に関し、施設の保全、入館の制限、禁止行為、使用後の処置及び損害の賠償等については、東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第15号）の規定を準用する。

(1) ~ (6) (略)

[新設]

[新設]

(利用時間、閉館日等)

第7条 改善センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に認める場合は時間延長ができる。

(1) 月曜日から金曜日 午前9時から午後10時まで。

(2) 土曜日及び閉館日を除く祝祭日 午後5時30分から午後10時まで。

2 (略)

3 設備施設の保全、図書の閲覧及び、館外貸出し、使用料の減免、入館の制限禁止行為等に関しては、東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第15号）の規定を準用する。ただし、浴室の開設は、毎週水、金曜日の2回以内とするが町長が特に必要と認めた時はこの限りでない。

(使用料等)

第8条 改善センターの使用料、使用後の処置、損害の賠償等については、東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第15号）の規定によるものとする。

この規則は、令和8年4月1日から施行する。